

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度: R5年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市バス運行情報案内システム整備費補助金			補助金番号	G2-5		
所管部署	土木部 交通対策課						
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市バス運行情報案内システム整備費補助金交付要綱(平成25年枚方市要綱第58号)						
交付の目的	市内で路線バスを運行する路線バス事業者に対し、本補助金を交付することにより、市内の路線バスの利便性の向上を図り、もって路線バスの利用を促進し、交通渋滞の緩和及び環境の改善に資することを目的とする。						
補助対象経費	補助対象経費は、国要綱による補助金の対象と認められた経費で、以下のいずれかに該当するもの。 ①バス車両に、バスロケーションシステムに係る車載器を導入する事業 ②①の車載器を導入したバス車両が所属する路線バス事業者の営業所にバスロケーションシステムに係るデータを処理する機器を導入する事業 ③①の車載器を導入したバス車両が走行する交通結節点、停留所等にバスロケーションシステムと連動するバスの運行情報を表示する設備を整備する事業						
補助率・補助額	定率補助						
交付先	路線バス事業者						
開始年度	平成25年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和8年度末		
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助	事業費補助	その他		
法令等での義務付け	なし	法令等名称					

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	R2	R3	R4	R5
予算額	0	0	0	
決算額	0	0	0	
特定財源	国庫支出金	0	0	0
	府支出金	0	0	0
	その他	0	0	0
一般財源	0	0	0	

(件)

交付実績	0	0	0	
------	---	---	---	--

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	当該補助金を活用して導入されたバスロケーションシステムは、市民誰もが利用できるものであり、特定のものの利益に供するものではない。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	枚方市総合交通計画の基本方針である「公共交通のサービス向上」の目標達成のためにも当該補助金については必要なものである。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	路線バス事業者が新たにバスの運行情報を表示する設備を導入する際に必要とされることが見込まれる。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	当該補助金を活用して導入されたバスロケーションシステムは、バスの運行情報を誰もが見える場所に掲示していることから路線バスの利便性の向上に効果をあげている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	路線バス事業者がシステムを整備するための補助金交付であることから、業務委託や直接執行より適正である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	路線バスの利便性向上を図るための補助金のため、路線バスを運行している事業者を交付先としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	整備内容により対象事業費の10分の1または3分の1
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	市のホームページ等で公表されている補助金一覧に掲示している。

## ②補助金性質分類別の視点

### [制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金が継続している。
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	補助率については、国及び近隣市と同率にしている。

## 4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	国の政策と合致している事業であり、市民生活の利便性向上を図るとともに、路線バスの利用を促進し、交通渋滞の緩和及び環境の改善に資することを目的としたものであり、公益性、必要性、有効性が高いため。
対応完了・廃止予定時期	